

グループホーム 紫陽花

※※※ 認知症対応型共同生活介護事業所運営規程 ※※※

(事業の目的)

第1条 株式会社ニッコー・ケイサービスみかげ倶楽部（以下「事業者」という）が設置する認知症対応型共同生活介護事業所であるグループホーム紫陽花（以下「事業所」という）において実施する認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図ると共に、事業所の従事者が、要介護者であって認知症の状態にある利用者及び、要支援2であって認知症の状態である利用者（以下「利用者」という）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業を提供することを目的とする。

(事業の方針)

- 第2条 事業者は、要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のお世話および機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。なお、要支援者であって認知症の状態にあるものについては、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供を行うものとする。
 - 5 前4項のほか、「神戸市市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」（平成24年神戸市条例第28号）、「神戸市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例」（平成24年神戸市条例第31号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：グループホーム紫陽花
- (2) 所在地：兵庫県神戸市東灘区住吉山手二丁目11番26号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤、介護職員兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 2名(常勤、介護職員兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従事者 16名以上

介護従事者は、介護計画に基づき、事業を提供する。

(4) 看護職員 (訪問看護ステーションと委託契約を締結している。) 常時は不在

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

(事業の利用定員)

第6条 事業所の定員は、18名(1ユニット9名 1ユニット9名とする。)

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次の通りとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介護を提供する。

(2) 健康管理

職員等により健康チェックを行い、総合的に健康状態の管理を行う。

(3) 日常生活の中での機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

(4) 入浴の実施

(5) 食事の提供

(6) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を

作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を利用者に交付するものとする。

- 4 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

- 2 家賃については、月額78,000円を徴収する。

- 3 敷金については、入居時に家賃3ヶ月分を預かる。

なお、敷金については、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還する。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがある。

- 4 食事の提供に要する費用については、次の額を徴収する。

(日額)：1,610円(朝：350円 昼：580円 おやつ：100円 夜：580円)

- 5 光熱水費：月額19,500円(30日の場合。日割り計算の場合は650円/日)

- 6 共益費：月額12,000円(30日の場合。日割り計算の場合は400円/日)

※共益費に含まれるものは次の通りとする。

・建物にかかる軽微な保守費用、及び、建物に付随する空調、電気、給排水設備等の保守費用。

※光熱水費及び管理費/共益費については、途中入退所、入院、外泊の場合は日額に利用日数をかけるものとする。

- 7 リネン代 月額3,000円(感染予防の為、寝具及びタオル類を洗濯費)

- 8 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。

・理美容代：1回 1,500円

・排せつ用品で個人が使用するもの

・日用品で個人が使用するもの

・新聞・雑誌購読料(契約は利用者又は家族と業者との直接契約とする。)

・医療費、医薬品等で個人が使用するもの

・レクリエーション費

・個人の郵便、宅配などにかかる費用

・その他上記に含まれない、個人のために供する物品等にかかる費用

- 9 月の途中における入退去については、日割り計算とする。

- 10 令和5年10月1日より新しく入居者に対して次の料金を変更して適用とする。

①家賃は81,000円(月額)を徴収する。月途中における入退所については、日割り計算とする。

②共益費は400円（（日額）を徴収する。月途中における入退所については、日割り計算とする。

1ヶ月（30日）12,000円（月額）

※共益費に含まれるものは次の通りとする。

・建物にかかる軽微な保守費用、及び、建物に付随する空調、電気、給排水設備等の保守費用。

※光熱水費及び共益費については、途中入退所、入院、外泊の場合は日額に利用日数をかけるものとする。

- 11 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料を個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。
- 12 事業の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に対し、事前に文書（重要事項説明書等）で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書（契約書等）に、記名及び押印を受けるものとする。
- 13 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書（重要事項説明書等）により説明した上で、支払いに同意する旨の文書（契約書）に、記名及び押印を受けるものとする。
- 14 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（入退居に当たっての留意事項）

第10条 事業の対象者は要介護認定を受けている者又は要支援2であって、認知症であるものうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- （1）認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- （2）認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- （3）認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

5 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。

- （1）施設内〔居室内〕では動物の飼育はしてはならない。
- （2）面会時、食中毒の恐れのある物や、人、建物に危害を及ぼす物の持ち込みはご遠慮ください。
- （3）夜、9時以降、朝7時以前の施設の出入りはできません。
- （4）施設内での喫煙はできません。
- （5）利用者、職員に対して営利活動、宗教活動は禁止します。
- （6）その他詳細につきましては、別途定めるものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年〇回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機

関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。〕

2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 事業者は、当該事業所の従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要

（個人情報の保護等）

第20条 事業者及び従業者は、利用者の紹介が中立公正に行われるよう、居宅介護支援事業者等及びその従業員から利用者の紹介及び共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益の供与及び収受をおこなわないものとする。

（苦情処理）

第21条 サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。また、苦情処理結果については、苦情対応マニュアルに基づき、個人情報に配慮した上で事業所内での公表を行う。
- 3 事業者は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は

助言に従って必要な改善を行う。

（地域との連携等）

第22条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 当事業所の行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員または市町村の職員、事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての運営推進会議の記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。
- 4 事業所は、現状を多角的に分析して改善すべき点を発見し、質を高める契機とするために、定められた評価項目に基づき自己評価や運営推進会議等による外部評価を定期的に実施し、利用者、利用者の家族等に説明する。また、情報提供項目については、実施後、市に提出し、内容については事業所内に掲示する。

（事故発生時の対応）

第23条 事業所は、事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（認知症ケアに関する事項）

第24条 事業所は、利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みを行うものとする。

- （1）利用者に対する認知症ケアの方法等について、養護者に情報提供し、共に総合的なアセスメントを踏まえ本人の自由意志を尊重したケア（パーソン・センタード・ケア）を実践する。
- （2）利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援を行なう。
- （3）利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者及び介護支援専門員、他の福祉サービス事業者や医療機関と共有することで、多職種共同によるよりよいケアの提供に貢献する。
- （4）「認知症は進行していく疾患」であることを踏まえ、専門性と資質向上を目的とした定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。

（記録の整備）

第25条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - （1）介護計画
 - （2）提供した具体的なサービス内容等の記録

(3) 身体拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(7) 活動状況報告書、ならびに運営推進会議の記録

- 3 事業者が管理する情報については、利用者又はその代理人の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。また、開示した情報の写しを求められた際は、実費を徴収する。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第26条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 随時

(3) 認知症介護基礎研修 医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者を対象として受講させるための必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。